

【平成 26 年度】

(1) 公文書管理の在り方に関する調査

(調査研究目的)

公文書等の管理に関する法律附則第13条第1項において、同法の施行後5年を目途として、同法の施行の状況を勘案しつつ、行政文書等の範囲その他の事項について検討を加え、必要があれば、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

本調査は、この見直しに向け、同法が成立した際の国会の附帯決議等を踏まえ、見直しの検討に用いる資料として活用することを目的として、国内調査及び文献等による海外調査(アメリカ合衆国、イギリス、フランス及びドイツ)を実施した。

(調査研究項目)

- ①地方公共団体及び地方公文書館との連携・支援の在り方
- ②独立行政法人等歴史資料等保有施設及び民間アーカイブズ等の実態把握並びに国立公文書館等との連携の在り方
- ③行政文書及び法人文書の範囲
- ④電子公文書の長期保存の在り方・手法及び現用文書の電子化に関する調査

(2) 個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する調査研究等

(調査研究目的)

個人番号制度は、国民が公平・公正な社会の実現のために必要な基盤として平成27年10月に導入が予定されている。個人番号は、条例による独自利用も含めて地方公共団体内部での利用や国の機関等との情報連携に活用されることが予定されており、制度導入に向けて事務の効率化、行政サービスの高度化等に資するための具体的利活用方策等について、課題及びその対応策と併せて検討を行う必要がある。

本調査研究は、来たるべき我が国の世界最先端IT時代に対応した「新たな行政のあり方」の創出に資するため、有識者等により構成される研究会の運営を中心進めることとし、研究会の成果については、広く地方公共団体に周知し、各団体における具体的取組につなげていくことを目的として実施した。

(調査研究項目)

- ①個人番号を活用した府内情報連携のあり方
- ②マイポータルを活用したプッシュ型情報提供・電子申請
- ③個人番号カードの普及・利活用
- ④海外に在留する者への行政サービスの提供のあり方

(3) 浮体式LNG関連施設の動向に対応した港湾における制度等に関する検討業務
(調査研究目的)

東日本大震災以降、エネルギー需給の逼迫により、火力発電燃料としてのLNG需要が増加している。LNG受入基地は、LNG運搬船を係留するドルフィンと陸上貯蔵タンク等の組合せが一般的であるが、近年、設置のためのハードルが低いことから、海域に貯蔵・気化機能を有する浮体式LNG関連施設の実証研究や当該施設の運用が世界的に進められている。

本業務は、上記のような点を踏まえ、諸外国における浮体式LNG関連施設や当該施設の導入に伴って適用される関連法令等の調査を実施し、我が国の港湾に浮体式LNG関連施設を導入する際の法令その他制度等について検討することを目的として実施した。

(調査研究項目)

- ①浮体式LNG関連施設に関する基礎情報の整理
- ②諸外国における浮体式LNG関連施設の導入に関する法令その他制度上の権限等の整理
- ③浮体式LNG関連受入等施設を我が国の港湾に導入する際の法令その他制度上の権限等の整理
- ④浮体式LNG関連受入等施設を我が国の港湾に導入する際の法令その他制度等に関する検討

(4) 「電子申請と行政書士の業務について」に関する調査

(調査研究目的)

我が国では、平成12年に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が制定され、行政機関における情報通信分野のより一層の進展が図られることになった。平成14年に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等が制定され、オンラインによる行政手続が可能になった。

平成24年度、国の行政機関が取り扱っているオンライン手続はおよそ7200種類あり、国の行政機関への全申請件数のうち41.2パーセントがオンラインによって行われている。情報通信技術が急速に発展する中で、今後、電子申請の重要性は更に高まるものと考えられる。

本調査は、電子申請とそれに携わる行政書士の業務の実態を明らかにするとともに行政書士制度の改善・発展に資することを目的として実施した。

(調査研究項目)

- ①電子政府に関する取組
- ②電子申請・電子調達手続
 - i) 国の行政機関における電子申請・電子調達手続
 - ii) 地方公共団体における電子申請・電子調達手続
- ③電子申請・電子調達手続と行政書士の業務
 - i) 行政書士が取り扱う電子申請・電子調達手続
 - ii) 電子申請の実務
 - iii) 行政書士電子証明書
 - iv) 申請・電子調達手続の実態
- ④士業団体の取組
- ⑤電子政府推進員